

【平成23年第1回定例会 環境委員会委員長報告】

平成23年3月16日 環境委員長 宮原 春夫

環境委員会に付託となりました諸議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

はじめに、「議案第3号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」の環境局に関する部分であります。

委員会では委員から、本議案の環境局に関する部分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定等の申請に係る手数料を新設するものであるが、市内における対象施設数について質疑があり、理事者から、市内には一般廃棄物処理施設で熱回収の機能を有する施設は2施設ある。また、産業廃棄物処理施設で熱回収の機能を有する施設は13施設ある、との答弁がありました。

次に委員から、施設の設置者が、条例改正に伴い認定等を受けることによるメリットについて質疑があり、理事者から、産業廃棄物処理施設において、認定等を受けていない施設については、法の規定により、施設の一日の処理能力の14日間分の産業廃棄物しか保管することが出来ないが、認定等を受けることにより、21日間分の産業廃棄物を保管することが出来るようになること。また、施設が、熱回収の機能を有する施設であることが認定をされれば、環境に配慮した事業者であることが対外的に広報される、との答弁がありました。

次に委員から、認定等の申請の強制力について質疑があり、理事者から、施設の設置者に対して、認定等の申請には強制力がなく、申請は、施設の設置者の任意となっている、との答弁がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第5号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第6号 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

委員会では委員から、本議案の提案の理由について質疑があり、理事者から、建築物の解体等作業における石綿の飛散防止対策については、これまで関係事業者に対して、大気汚染防止法による規制及び市の手引き・指針による指導を行ってきたが、1970年代から90年代にかけて年間約30万トンと大量に輸入された石綿の8割以上が建築物等に使用され、今後、これらの建築物等の解体作業が増加し、飛散の恐れが高まるため、建築物等の解体等作業に当たり、石綿の使用状況に関する事前調査の実施、作業実施基準の対策等を導入する必要性が生じたためである、との答弁がありました。

次に委員から、吹きつけ石綿等の測定計画届出の基準を使用面積が50平米以上に

した理由について質疑があり、理事者から、使用面積、建築物等の解体にかかる日数と石綿濃度の測定に係る日数を考慮し、測定計画届出の基準を使用面積が50平米以上した、との答弁がありました。

次に委員から、石綿含有成形板の届出基準を80平米以上とした理由について質疑があり、理事者から、建設リサイクル法の届出対象が80平米以上と規定されていること、また、80平米以下の小規模解体による影響度を考慮して、届出基準を80平米以上としたものである、との答弁がありました。

次に委員から、届出を行うにあたり、届出の項目と添付する書類の種類について質疑があり、理事者から、届出の項目は、アスベスト含有の有無、アスベストが含有している場合には、アスベストの種類、面積及び使用箇所となる。また、届出を行う際に添付する書類の種類は、現在、検討中であるが見取り図やアスベスト含有の有無の判断をした資料等の添付を考えている、との答弁がありました。

次に委員から、事業者から届けられた項目の確認方法について質疑があり、理事者から、届出の際に添付されている見取り図や国が運用しているデータベースの製品番号の確認によりアスベスト含有の有無を調査できるシステムの活用による確認を行っていく。それでも不明の場合には、分析によりアスベスト含有を確認するか、または、アスベストが含有していると見なし、必要がある場合には、現場への立ち入り検査等を行い、その対応を行うよう指導していく、との答弁がありました。

次に委員から、アスベストの被爆による健康被害は、被爆から40年近く経過をしないと発症しないといわれている中で、事業者による届出書の保存期間が3年となっている理由について質疑があり、理事者から、今回の条例改正は、事業者に事前調査を行わせ市へ届出をさせることが一つの目的であるが、周辺住民とのトラブルや届出の不備による問題が発生した場合でも対応が可能である期間を考慮するとともに、事業者による長期間の届出書の保管は、困難であると考えたからである。しかし、市へ届出がされた書類については、公文書として最長の保存期間である30年を考えている、との答弁がありました。

次に委員から、想定される件数について質疑があり、理事者から、建設リサイクル法が適用される届出は、年間3000件程度であるが、飛散性アスベスト及び非飛散性アスベストの対象は、それぞれ200件程度を想定しており、また、非飛散性アスベスト建材のうち使用面積が500平米以上のものは30件程度を想定している、との答弁がありました。

次に委員から、市の管理監督体制について質疑があり、理事者から、本年4月から職員及び非常勤職員の各1名を増員する予定である。また、研修などを行い、職員の能力や知識の向上に努めていく、との答弁がありました。

次に委員から、石綿含有建築材料の使用の有無の調査を事業者が行うことによる信憑性について質疑があり、理事者から、事業者から届出された資料を基に、十分に精査するとともに市の確認体制を強化していくことにより担保していく、との答弁がありました。

次に委員から、建物を解体したコンクリート塊などを再利用した砂利である再生砕石などを検査したときに、検査業者によってアスベスト含有の有無の判断が分かれて

いる中で、事業者のみに検査を行わせる理由について質疑があり、理事者から、再生碎石によるアスベスト含有の有無の検査方式は、基準が確立していないことから、使用する検体や検査方法によって含有の有無の判断が分かれることがある。しかし、建築物の解体等作業によるアスベスト含有の有無の検査方式は、分析方法が確立しているため、検査業者が異なっても、検査結果は同一のものとなると考えている、との答弁がありました。

次に委員から、アスベスト含有の検査を行う事業者の許認可について質疑があり、理事者から、アスベスト含有の検査を行う事業者は、県などの許認可を受ける必要はない。しかし、社団法人日本産業環境測定協会の認定基準があり、関東圏域では、東京都で13社、神奈川県で7社、埼玉県で6社及び千葉県で2社が、協会の認定を受けている、との答弁がありました。

次に委員から、事業者が、故意に届出をしない場合の対応について質疑があり、理事者から、関係部局で連携体制を整えていく。また、周辺住民から、疑わしい物件の存在の情報が寄せられた場合には、適宜、確認を行っていく、との答弁がありました。

次に委員から、市による検体の採取や再検査する権限について質疑があり、理事者から、市による検体の再検査や採取する権限については、考えていない。しかし、立ち入り検査等が必要と認めるときは、事業者の協力を得ながら、簡易検査機器を導入するなど、適宜、検査を行い、検査結果によっては、事業者へ再検査の指導を行っていく、との答弁がありました。

次に委員から、簡易検査機器の性能について質疑があり、理事者から、市が購入を考えている簡易検査機器は、専門家との相談により、立ち入り検査を行った際に検査を行うことができ、アスベスト含有が1%以上のものを検出することが出来る、との答弁がありました。

次に委員から、簡易検査機器の購入費用と時期について質疑があり、理事者から、簡易検査機器の購入費用は約500万円であり、購入時期は平成22年度内である、との答弁がありました。

次に委員から、再生碎石のアスベストの検査方法について質疑があり、理事者から、ダイオキシンなどの検査方法においても、国において基準を設定しているため、アスベストの検査方法についても、同様に国において設定されることが望ましく、今後、その動向を注視していく、との答弁がありました。

次に委員から、事前調査結果の周知内容について質疑があり、理事者から、事前調査結果の周知内容は、工事期間中、事業者の氏名又は名称、住所、連絡先、調査年月日、アスベスト含有の有無、アスベスト含有がある場合は、アスベストの種類を掲示する必要がある、との答弁がありました。

次に委員から、建築物等の解体作業終了までに指導を行うための想定される期間及び指導を行う時期について質疑があり、理事者から、想定される期間は、解体作業の14日前に届出を行い、解体作業終了から30日以内に完了の届出をする必要があり、指導を行う時期は、解体作業前の14日以内となる、との答弁がありました。

次に委員から、建築物の解体等作業を行う際の事業者による周辺住民を対象としたアスベスト含有の有無などの説明会を行うことを義務化することの可能性について質

疑があり、理事者から、アスベスト含有の有無などの説明会の開催基準は、今後、検討を行っていくが、周辺住民が、健康被害の不安が大きく、必要性を認めるときには、事業者に対して説明会を開催するよう指導していく、との答弁がありました。

次に委員から、アスベスト含有の有無などの説明会を義務化している他都市の状況について質疑があり、理事者から、説明会を義務化している都市は、東京都練馬区であるが、吹きつけアスベストのみ対象としている。今回の条例改正は、主に非飛散性アスベストを対象にしているため、説明会の開催の必要性は、個々の状況により判断を行っていく、との答弁がありました。

次に委員から、発注者責任について質疑があり、理事者から、発注者は、アスベストの使用状況の情報提供を行うよう努めるとともに、請負事業者に、施工方法、工期又は費用などについて配慮を求めていた。しかし、条例第67条の10に規定されている市長の勧告に従わない場合の氏名等の公表は適用されない、との答弁がありました。

次に委員から、市長の勧告に従わない場合に、発注者は氏名等を公表されず、請負事業者のみが氏名等が公表され不利益を負う条例の規定内容について質疑があり、理事者から、市長の勧告に従わない場合に、発注者の氏名等が公表されないが、今後、事業者説明会を行う中で、請負事業者に、施工方法、工期又は費用などについて配慮をするよう説明を行っていきたい。しかし、発注者が、一般市民になる可能性もあるので、市民には、別途、市政によりなどにより広報し理解を求めていく、との答弁がありました。

次に委員から、戸建住宅に対するアスベスト対策について質疑があり、理事者から、戸建住宅に対しても、延べ床面積が80平米以上のものが届出の対象となる、との答弁がありました。

次に委員から、住宅における増改築による対応について質疑があり、理事者から、事前調査は、石綿障害予防規則により、住宅における増改築であっても対象となるが、調査資料の保存と届出については、対象外にする予定である、との答弁がありました。

次に委員から、建築物等の解体時のアスベスト対策に係る費用に対する考え方について質疑があり、理事者から、解体費用とは別途、アスベスト対策のための費用は発生するが、アスベストによる健康被害を防止する観点から理解を求めていく、との答弁がありました。

次に委員から、建築物等の解体時のアスベスト対策に係る費用への補助制度について質疑があり、理事者から、個人住宅の解体補助制度については、今後、市として検討していく、との答弁がありました。

次に委員から、使用面積別により想定される必要経費の資料の有無について質疑があり、理事者から、想定される必要経費の資料は、今後、関係事業者などへ聞き取りを行い作成していく、との答弁がありました。

次に委員から、一般市民が発注者となる可能性が十分にあるので、発注者としての責任について、市民が理解しやすい広報に努めていただきたい、との意見がありました。

次に委員から、実効性を担保している、必要経費としての計上の確認方法について

質疑があり、理事者から、届出がされた時点で、事業者に対して確認を行っていく、との答弁がありました。

次に委員から、再生碎石の処理方法を確立し、条例で定めていく可能性について質疑があり、理事者から、アスベストを含有している再生碎石は、建設リサイクル法及び廃棄物処理法の中で対応していくため、新たな条例を制定する考えはないが、その処理が適正に行われているのか否かの確認は行っていく、との答弁がありました。

次に委員から、建築物等の解体時のアスベスト含有の事前調査を行うにあたり、検査事業者の能力に差異がないように、市において検査事業者の認定を行うなど、検査事業者の能力の向上に努めていただきたい、との意見がありました。

次に委員から、アスベスト対策は専門知識などが必要であり、職員の研修などを十分に行い、管理監督体制の整備に努めていただきたい、との意見がありました。

次に委員から、建築物等の解体時のアスベスト対策には時間と費用がかかり、条例の実効性を担保するためには、事業者の費用軽減を図る必要がある。そのため、市において費用の補助制度の創設などを検討する必要があるとともに、国に対しても、その責任を果たす観点から、費用の負担を求めていく必要がある、との意見がありました。

次に委員から、アスベスト含有の再生碎石が多数放置され、今後、健康被害の発生が懸念される中で、早急な対策が必要であり、行政に対して体制整備を求めていく必要がある、との意見がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第31号訴訟上の和解について」であります。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第62号平成22年度川崎市下水道事業会計補正予算」であります。

委員会では委員から、企業債の現在の金利と借り換えによる新たな金利について質疑があり、理事者から、本議案は、高金利の地方債による公債費負担の軽減を目的とした公的資金補償金免除線上償還に係る、企業債償還金の増額と、その財源である借換債に關し補正するものであるが、今回、借り換えを予定している企業債の金利は7%以上のものである。また、借り換えにより新たな金利については、まだ確定していないが、1%程度の金利になると見込んでいた、との答弁がありました。

次に委員から、借り換えによる利息の軽減効果額について質疑があり、理事者から、借り換えによる新たな金利が確定していないため、軽減効果額についても確定していないが、借り換えにより発生する利息の軽減効果額は、5億円程度になると見込んでいる、との答弁がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第63号平成22年度川崎市水道事業会計補正予算」であります。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、環境委員会の報告を終わります。